

議会
だより

第1回定例議会 平成21年度当初予算等を審議

会期 3月10日から
3月23日まで

平成21年第1回定例議会は、3月10日に召集され、23日までの14日間の会期で行われました。村長の新年度施政方針と5名の議員より一般質問が行われ、条例の制定3件、条例改正5件、補正予算6件、21年度予算6件、その他の案件3件、陳情2件、意見書2件が提案され、審議の結果27件を可決し閉会しました。

▼一般質問は、五氏より
初日に行われた一般質問は次のとおりです。

●三遠南信の連携について
●農業振興について

宮嶋 清伸
下條村景気対策について

小池 昌人
下條村総合計画について

結婚活動について

金田 憲治
雇用確保と生活支援について

●阿南地域公共交通について
●県立阿南病院の地方独立行政法人化（独法化）について

●保育園、小中学校の屋外プールを屋根付きプールにすることに
●宮嶋 寛治

●宮嶋 怡正
（一般質問の様子は、議会当日ケーブルテレビで中継放送されました）

●下條村農山村活性化基金条例の制定について
●国の景気浮揚対策として交付税百%充当の地域活性化・生活対策事業のうち、平成二十一年に実施する事業費をいったん農山村活性化基金に積立をするための条例制定。なお、平成二十二年三月三十一日までの期間限定の条例制定で、可決されました。

●下條村商工・建設業活性化基金条例の制定について
●農山村活性化基金条例と同じく、平成二十一年に実施する事業費をいったん商工・建設業活性化基金に積立をするための条例制定。なお、平成二十二年三月三十一日までの期間限定の条例制定で、可決されました。

●下條村介護従事者処遇改善臨時特別基金条例の制定について
●介護従事者の処遇改善を図ると

いう平成二十一年度介護報酬改定の趣旨にかんがみ、保険料の急激な上昇を抑制するための基金条例の制定で、可決されました。

▼条例改正
●下條村使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について

●住宅使用料規定に、今回建設した企業支援向け三階建て集合住宅第十一メゾンコスモスの住宅使用料を付け加える改正で、可決されました。

●議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

●特別職報酬等審議会の答申を受け、議会議員の報酬を条例で定められた月額より平成二十一年四月一日より一年間、一律九%を減額（昨年度と同額）する改正で可決されました。

●特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について

●特別職報酬等審議会の答申を受け、村長・副村長・教育長の報酬を、平成二十一年四月一日より一年間、条例で定められた月額より一律五万円を減額（昨年度より一万四千元減額）する改正で可決されました。

●下條村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
●保険料の納期の設定で、普通徴収の納期が、本則では第一期四月からとなっているが、附則で「第一期七月・第九期翌年三月」とする改正で可決されました。

●下條村介護保険条例の一部を改正する条例について
●第四期事業計画に基づき、平成二十一年度から二十三年度まで、

六十五歳以上の第一号被保険者の保険料を改定する条例改正で可決されました。

▼その他の案件
●親田辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

●親田辺地の総合整備計画に建設予定の中平ふれあいセンター建設事業を追加したことによる変更で、可決されました。

●村道路線の認定について
●山一東地区の新設道路二路線の認定が可決されました。

●村道路線の変更について
●中島地区の道路改良一路線の変更が可決されました。

▼補正予算
●一般会計（第四号）
●四億八千四百一十千円増額

●歳入の増額の主なものは地方交付税の確定分、定額給付金給付事業費補助金、地域活性化・生活対策臨時交付金で、歳出の増額の主なものは財政調整基金積立金、公共施設整備基金積立金、小学校トイレの改修工事費で、減額の主なものは衛生費、土木費で、総額二十六億九千九百八十六万九千円となりました。

●国民健康保険特別会計（第四号）
●八百七十九万九千円減額
●歳入では前期高齢者交付金の増、国庫負担金及び補助金、県補助金、一般会計からの繰入金の減、歳出の主なものは出産育児費、保険財政共同安定化事業基金積立金の減により総額三億三千六百五十九万六千円となりました。

●老人保健特別会計（第五号）
●九十三万五千円増額
●歳入では医療給付費の減に伴い支払基金からの交付金、国庫と県の負担金の減、歳出では三月末までの医療給付費と審査手数料の減により総額四千七百二十四万三千元となりました。

●介護保険特別会計（第二号）
●五百六十五万九千円減額
●歳入では介護従事者処遇改善臨時特別交付金の増、保険給付費の減に伴う国庫負担金、国庫補助金、支払基金交付金、県負担金の減、歳出の主なものは介護従事者処遇改善臨時特別基金の増、居宅介護サービス費、地域支援事業費の減により総額三億二千八百七十四万四千円となりました。

●後期高齢者医療特別会計（第二号）
●六十五万七千円増額
●歳入の主なものは一般会計からの繰入金、歳入では後期高齢者医療広域連合納付金の増により総額三千六百四十二万九千円となりました。

●村営水道特別会計（第二号）
●百二十四万九千円減額
●歳入の主なものは一般会計からの繰入金、歳出の主なものは予備費の減額により総額一億一千六百九万八千円となりました。

▼当初予算
●平成二十一年度一般会計予算及び特別会計予算五会計を可決（詳細は第一、三、四面に掲載）

▼陳情
●地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の期限延長を求める意見書提出に関する陳情書 採択

●細菌性髄膜炎ワクチンの早期定期予防接種を促す陳情書 採択

●意見書
●二件の意見書が提出され、採択されました。

●地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の期限延長に関する意見書
●細菌性髄膜炎ワクチンの早期定期予防接種を促す陳情書

●地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の期限延長に関する意見書
●細菌性髄膜炎ワクチンの早期定期予防接種を促す陳情書

●地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の期限延長に関する意見書
●細菌性髄膜炎ワクチンの早期定期予防接種を促す陳情書

●地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の期限延長に関する意見書
●細菌性髄膜炎ワクチンの早期定期予防接種を促す陳情書

●地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の期限延長に関する意見書
●細菌性髄膜炎ワクチンの早期定期予防接種を促す陳情書

●地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の期限延長に関する意見書
●細菌性髄膜炎ワクチンの早期定期予防接種を促す陳情書

●地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の期限延長に関する意見書
●細菌性髄膜炎ワクチンの早期定期予防接種を促す陳情書

●地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の期限延長に関する意見書
●細菌性髄膜炎ワクチンの早期定期予防接種を促す陳情書

●地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の期限延長に関する意見書
●細菌性髄膜炎ワクチンの早期定期予防接種を促す陳情書

●地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の期限延長に関する意見書
●細菌性髄膜炎ワクチンの早期定期予防接種を促す陳情書

●地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の期限延長に関する意見書
●細菌性髄膜炎ワクチンの早期定期予防接種を促す陳情書

●地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の期限延長に関する意見書
●細菌性髄膜炎ワクチンの早期定期予防接種を促す陳情書